

独立行政法人国立成育医療研究センター一年度計画

平成23年度の業務運営について、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条第1項の規定に基づき、独立行政法人国立成育医療研究センターの年度計画を次のとおり定める。

平成23年3月31日

独立行政法人国立成育医療研究センター

理事長 加藤 達夫

第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置

1. 研究・開発に関する事項

平成22年度より開始した臨床研究センターを中心として、病院及び研究所から企画・立案された臨床研究を迅速に推進・実施する。

また、高度先駆的医療の研究・開発においては、前臨床研究・臨床研究を経て、実用化し普及させるための協力体制を構築していく。

(1) 臨床を志向した研究・開発の推進

① 研究所と病院等、センター内の連携強化

基礎研究の成果を臨床での実用化につなげられるよう、また臨床現場での問題点の解明のための基礎研究が円滑に行えるよう、研究所、臨床研究センターと病院との情報や意見の交換等の連携強化を図る。この目的を達成するために相互の人的交流、共同しての臨床研究を推進するためセミナー、グラウンドラウンド等を共同開催する。

平成23年度は、研究所、臨床研究センターと病院が連携するための会合等の共同開催数を、平成21年度に比して8%増加させる。また、研究所、臨床研究センターと病院による新規共同研究推進チームによる調整作業を開始し、新規共同研究数を平成21年度に比べ12%増加させる。

② 産学官等との連携強化

臨床研究センターが中心となり、企業等の産業界、大学等の研究機関との

研究に関する連携を深めていく。独立行政法人国立病院機構や小児専門医療施設等との治験実施等に関する連携のための治験基盤整備費事業を開始する。

また、平成23年度は企業及び他の研究機関との共同研究の実施数を、平成21年度に比して4%増加させる。

③ 研究・開発の企画及び評価体制の整備

平成23年度は成育医療に関する戦略的研究・開発を推進するための委員会を設置し、企画及び評価のための体制を整備する。

④ 知的財産の管理強化及び活用推進

センターにおける研究成果及び生物資源等について、知的財産の権利化を図るための体制を確立し、知的財産管理や契約行為等に関する相談支援機能強化を図る。

このため、平成23年度はセンターとして職務発明委員会における審査件数を、平成21年度に比して8%増加させる。

(2) 病院における研究・開発の推進

① 臨床研究機能の強化

治療成績及び患者のQOLの向上につながる臨床研究及び治験等を推進するため、平成23年度は臨床研究センターを中心として、治験を含む臨床研究に対する薬事・規制要件の専門家を含めた臨床研究支援部門の体制整備として、小児のアセント文書共通フォームの作成や小児肝移植データベースを構築する。

② 倫理性・透明性の確保

臨床研究における倫理性・透明性を確保する観点から、倫理審査委員会等を適正に運営し、その情報を公開する。

この推進に当たり、倫理審査委員会及びIRBにおいて審査した研究に関する情報を年12回以上更新する。

また、センター職員の研究倫理に関する知識の向上を図るための講習会を開催するとともに、センターで実施している治験を含む臨床研究については順次ホームページ上に情報開示する。さらに、臨床研究に関する患者及び家族への情報開示、問い合わせへの対応を適切に行う。

(3) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進

成育医療分野において、大学や企業等と相互の強みを活かしながら有機的な連携により独創的な研究を展開するほか、成育医療に資する研究目標を定め、研究を推進する。

具体的な平成23年度計画については、別紙1に記述する。

2. 医療の提供に関する事項

成育医療の標準化、均てん化を推進するとともに、小児、周産期の高度先駆的医療の提供に努める。

また、小児等の患者及びその家族の視点に立った、良質かつ安全な医療の推進に努める。

(1) 高度先駆的な医療、標準化に資する医療の提供

① 高度先駆的な医療の提供

病院・研究所が協力し、生体肝移植・小腸移植および脳死肝移植・小腸移植や肝細胞移植、胎児治療等の成育疾患における高度先駆的な医療を提供する。

② 医療の標準化を推進するための、最新の科学的根拠に基づいた医療の提供

最新のEBMに基づく成育医療を提供し、その普及に努める。

(2) 患者の視点に立った良質かつ安心できる医療の提供

① 患者等参加型医療の推進

患者・家族との信頼関係を構築し、患者・家族が病態の理解及び治療法を医療者ととともに選択できる環境を整え、情報の共有化に努める。

平成23年度は高度在宅医療の対象者への在宅移行支援や育児・子育て支援を中心とした患者相談窓口の体制を整備する。

また、セカンドオピニオン外来の充実を図り実施件数を平成21年度に比して2%増加させる。

さらに、患者・家族の視点に立った医療を提供するため、患者満足度調査を実施し、その結果を分析することにより、業務の改善に努める。

② チーム医療の推進

複数科による横断的な診療体制を推進し、23年度においては、発達に関す

るリスクを抱えた小児を継続的に評価（フォロー）するための発達評価外来を新設し、チーム医療の推進を図る。

③ 入院時から地域ケアを見通した医療の提供

患者に対して、入院から退院後の地域におけるケアまで行う医療連携・退院ケアチーム（退院支援チーム）の充実を図り、平成23年度は退院支援チームが関与した退院困難なケース数を平成21年度に比して、2%増加させる。

また、重複の障害をもつ患者や高度在宅医療を必要とする患者・家族への在宅移行支援を推進する。

④ 医療安全管理体制の充実

医療安全管理委員会を毎月開催し、病院における安全管理に必要な調査を行うとともに、各部門に対し助言、勧告、指導を積極的に行う。

⑤ 客観的指標等を用いた医療の質の評価

患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供を行うために設置した専門的な部署を中心に、「患者の声」に対して掲示板で回答を掲示する等の業務を引き続き推進する。

また、病院機能評価（Ver6）に準拠した組織の設置について検討する。

（3）その他医療政策の一環として、センターで実施すべき医療の提供

① 子どもの心の診療

子どもの心の診療ネットワーク事業に参加している地域及び病院と連携し、ホームページ等を利用した診療ガイドライン等の提供を行う。また、地域の保健福祉関係機関と連携し、心の診療に携わる専門の医師やコメディカルスタッフに対する研修を行う。

② 周産期・小児医療における中核的な役割

MFICU（母体胎児集中治療室）の新設ならびにNICU（新生児特定集中治療室）の増床を行い、母児に対するハイリスク妊娠を積極的に受け入れ、適切な周産期医療の提供を行うとともに、他医療機関との連携を強化し、周産期医療体制の中核的な役割を果たす。

小児医療においては、高度先進的な小児医療の提供を行うとともに、他医療機関との連携を強化し、小児救急医療における中核的な役割を果たして社会問題となっている小児救急医療体制のモデルを構築する。

3. 人材育成に関する事項

(1) リーダーとして活躍できる人材の育成

成育医療研究の人材育成について、研究所はセンター内外からの人材を積極的に受け入れ、長期的・統括的観点から育成を図る。

また、病院は育成の場を積極的に提供し、成育医療に精通した人材育成を図り、成育医療に関するリーダー的人材を各地域に輩出する。

(2) モデル的研修・講習の実施

成育医療の均てん化の推進を目的として、成育医療に携わるセンター内外の医療従事者を対象とした情報発信に関するモデル研修等を企画・実施する。

実施に当たっては、最新の成育医療情報を用いた、各種研修・講演会等をセンター外の医療従事者等を対象に年間20回以上開催する。

4. 医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項

(1) ネットワーク構築の推進

国内の多くの中核的医療機関等との継続的連携を保ちながら、最新情報や技術をセミナー等によって公開することにより、標準的医療等の普及を図る。

(2) 情報の収集・発信

成育疾患について、医療従事者や患者・家族が信頼のおける情報を入手できるよう、ホームページ、メールマガジン等を通じて、小児がん等の最新の治療方法及び研究成果を公開する等、国内外の最新知見等の医療情報を提供するとともに、センターパンフレットの英語版の充実を図る。

また、テレビ会議システム等を用いた情報発信を通じて成育疾患の均てん化を図る。

5. 国への政策提言に関する事項

成育疾患において、事業に取り組む中で明らかとなった課題の収集・分析に引き続き取り組むとともに、関連医療機関及び学会等と協力し、専門的提言の取りまとめを行う。

6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項

(1) 公衆衛生上の重大な危害への対応

病院内の危機管理体制の確立を図るとともに、各部署における危機管理に対する取組を推進する。

(2) 国際貢献

研究成果を諸外国に発信するため英文での論文、海外での研究発表、海外との共同研究を行う。

また、外国人研究者等の受入れを行う。

第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置

1. 効率的な業務運営に関する事項

(1) 効率的な業務運営体制

ガバナンスの強化を目的として新しく構築された体制が、センターとしての使命を果たすことができるよう、組織内の企画立案、調整、分析機能を高める。

さらにセンターの使命に応じて、より効率的に成果を生み出せるよう、各部門の見直しが可能か検討を行う。

① 副院長複数制の導入

平成22年度に設置した特命事項を担う副院長について、引き続きその体制を維持するとともに、役割について検証を行う。

② 事務部門の改革

事務部門については、平成22年度に見直した配置により、効率的・効果的な運営に努める。

(2) 効率化による収支改善

センターとしての使命を果たすための経営戦略や事業計画を通じた経営管理により平成23年度の損益計算において、経常収支率を103%以上とするよう経営改善に取り組む。

① 給与制度の適正化

給与水準等については、見直した水準等を維持するとともに、必要に応じて社会一般の情勢に適合するよう、民間の従業員の給与等を踏まえ、業務の内容・実績に応じたものとなるよう更に検討を行う。

② 材料費の節減

材料費率の抑制を図るため、医薬品及び医療材料の共同購入を行うとともに、同種同効医薬品の整理など、使用医薬品の集約に取り組む。さらに在庫管理の適正化を推進し費用の節減を図る。

③ 一般管理費の節減

平成23年度においても引き続き一般管理費（退職手当を除く。）の経費節減に努めることとし、平成21年度に比して、15%以上の節減に努める。

④ 建築コストの適正化

建設資材及び設備機器等の仕様が適正であるかの検証を行うことにより、コストの削減に取り組む。

⑤ 収入の確保

医業未収金については、新規発生防止に取り組むとともに、定期的な支払案内等の督促業務を行うなど回収に努める。

また、診療報酬請求業務については、診療報酬委員会におけるレセプト点検体制の充実を図り、引き続き適正な診療報酬請求事務の推進に努める。

2. 電子化の推進

（1）電子化の推進による業務の効率化

職員に対する通報等の文書の電子化の徹底に取り組むとともに、新たに情報の解析やセキュリティを専門に扱う部署を設置する。

（2）財務会計システム導入による月次決算の実施

引き続き財務会計システムの確実な稼働を図ることにより、月次決算を行い、毎月の財務状況を把握し、その経営状況の分析を行う。

3. 法令遵守等内部統制の適切な構築

内部監査等の組織を維持し、法令遵守（コンプライアンス）をはじめとする内部統制体制の確立を図る。

契約業務については、原則として一般競争入札等によるものとし、競争性、公正性、透明性を確保し、適正に契約業務を遂行するとともに、随意契約については、従前の「随意契約見直し計画」を踏まえた適正化の強化を図り、その取組状況を公表する。

第3 予算、収支計算書及び資金計画

1. 自己収入の増加に関する事項

寄附や受託研究の受け入れ等による外部資金の獲得を推進する。

2. 資産及び負債の管理に関する事項

平成23年度においても長期借入を行わず、内部資金の有効活用により、センターの機能の維持・向上を図りつつ、センターの固定負債（長期借入金の残高）を減少させる。

(1) 予 算 別紙2

(2) 収支計画 別紙3

(3) 資金計画 別紙4

第4 短期借入金の限度額

1. 限度額 2, 100百万円

2. 想定される理由

(1) 運営費交付金の受入遅延等による資金不足への対応

(2) 業績手当（ボーナス）の支給等、資金繰り資金の出費への対応

(3) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費増への対応

第5 重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時はその計画

なし

第6 剰余金の使途

決算において剰余を生じた場合は、将来の投資（建物等の整備・修繕、医療機器等の購入等）及び借入金の償還に充てる。

第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1. 施設・設備整備に関する事項

自己資金を活用して、長期債務の縮減を図りつつ、研究・医療の高度化や経営面の改善及び患者の療養環境の改善が図られるよう、必要な整備を行う。

2. 人事システムの最適化

平成22年度の12月期業績手当で行った課長相当職以上の業績評価制度を継続し、一般職員、年俸制職員へ拡大を図り、職員が業務で発揮した能力、適正、実績等を給与に反映する。

非公務員型組織の特性を活かした人材交流の促進など、国、国立病院機構等独立行政法人、国立大学法人、民間等と円滑な人事交流を行う。

女性の働きやすい環境の整備及び職員にとって魅力的で働きやすい職場環境の整備に努める。

3. 人事に関する方針

(1) 方針

良質な医療を効率的に提供していくため、医師、看護師等の医療従事者については、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応するとともに、経営に十分配慮していく。

特に、医師・看護師不足に対する確保対策を引き続き推進するとともに離職防止や復職支援の対策に取り組む。

また、幹部職員など専門的な技術を有する者については、公募を基本とし、優秀な人材の確保に努める。

(2) 指標

安全で良質な医療の提供に支障が生じないよう、適正な人員配置に努める。
技能職については、外部委託の推進に努める。

4. その他の事項

センターのミッションを理解し、ミッションを実現するために必要なアクションプランの作成に取り組む。

ミッションの確認や現状の把握、問題点の洗出し、改善策の立案、翌年度の年度計画の作成等に資するよう、職員の意見をセンター内メール・システム等にて聴取を開始する。

担当領域の特性を踏まえた戦略的・重点的な研究・開発の推進（別紙1）

1. 重点的な研究・開発戦略の考え方

急激な少子化の進行の中で、次世代を担う子供と家族の健康の確保に関する研究を推進することが、センターに期待されている使命である。

そこで平成23年度においても、成育疾患について、その診断・治療並びに予防法の開発を目指すため、研究組織形態の柔軟化、企業や大学、学会等との連携の一層の推進を図り、疫学研究、基礎研究及び臨床研究を相互に連携させることにより、総合的な研究・開発を推進する。それらの結果として、平成23年度においては、平成21年度に比し英文・和文の原著論文発表数を2%増加させる。

2. 具体的方針

（1）疾病に着目した研究

① 成育疾患の本態解明

平成23年度は川崎病、新生児乳児消化管アレルギーなどの疾患について病院、研究所、臨床研究センターが共同してその原因の探索、治療法の開発に向けた研究を行う。

不妊・不育・胎児死亡、受精・着床異常疾患の感受性遺伝子ハプロタイプ、エピゲノム異常を同定する。またこれら疾患の診断として使用されている超音波診断装置を発展させた高精細化装置を完成させる。

② 成育疾患の実態把握

平成23年度は、胎児期から長期にわたる児の追跡調査研究である、成育コホート研究における結果解析を進め、網羅的ゲノム解析についての準備を進める。

③ 高度先駆的及び標準的な予防、診断、治療法の開発の推進

平成23年度は急性肝不全症に対する肝細胞移植、先天性免疫異常疾患に対する遺伝子治療法についての臨床研究を推進する。

また、先天性代謝異常症の一つであるライソゾーム病及びその類縁疾患患者について、最新の治療法である酵素補充療法を実施する。

小児がんの中央診断施設としてセンター内外より依頼を受け診断を行う。

さらに、標準的治療法開発の一つとして、ネフローゼ症候群に対するリツキシマブ治療を、医師主導治験として多施設共同で開発しており、症例数を積み重ねる。

④ 医薬品及び医療機器の開発の推進

成育疾患に係る網羅的遺伝子構造・発現解析や網羅的蛋白質解析により、創薬標的候補分子の探索に取り組む。平成23年度においては、小児白血病細胞に係る網羅的遺伝子構造・発現解析研究に着手する。

また、平成23年度は、臨床研究実施件数（倫理委員会にて承認された研究をいう。）及び治験（製造販売後臨床試験も含む。）の実施件数の合計数を平成21年度に比し、2%の増加を図る。

（2）均てん化に着目した研究

① 医療の均てん化手法の開発の推進

成育医療均てん化に不可欠である診断・治療ガイドライン作成着手の基、小児科医・研修医の凡例に基づく活用性ある実践ガイドラインを目指す。

また、人材育成ツール開発に関して、当センター医師と意見交換等協力しつつ、教育・研修現場での盲点を洗い出すべく教育根源からの抜本改革に基づくシステムツールの基盤構築をする。

② 情報発信手法の開発

ア 患者・家族・国民を対象とした成育疾患及び成育医療の情報発信のための研究の推進

ホームページ、メールマガジン等を通じて、小児がん等の最新の治療方法及び研究成果を公開する等、国内外の最新知見等の医療情報を提供する。センターパンフレットも英語版の充実など継続的に改善していく。

イ 科学的根拠に基づく政策提言の実施に資する研究の推進

不採算部門となっている小児・産科医療費関係の現状調査及び分析の結果を踏まえ、国等に対する政策提言の内容について検討を行う。

ウ 成育医療に係る各種相談事業などの展開推進

全国の拠点病院との連携並びにホームページを介しての情報提供を推進することにより、妊娠と薬情報センターの相談業務の拡充を図る。

また、女性総合外来を中心とし、母性医療に関する情報提供を推進する。

平成 23 年度予算

(単位 : 百万円)

区 別	金 額
収入	
運営費交付金	<u>4,666</u>
施設整備費補助金	<u>400</u>
長期借入金等	<u>0</u>
業務収入	<u>16,829</u>
その他収入	<u>0</u>
計	<u>21,894</u>
支出	
業務経費	<u>17,529</u>
施設整備費	<u>2,578</u>
借入金償還	<u>683</u>
支払利息	<u>86</u>
その他支出	<u>628</u>
計	<u>21,503</u>

(注) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているため、端数において合計とは一致しないものがある。

平成 23 年度収支計画

(単位：百万円)

区 別	金 額
費用の部	<u>19,906</u>
経常費用	<u>19,906</u>
業務費用	19,821
給与費	9,549
材料費	3,923
委託費	1,764
設備関係費	2,561
その他	2,023
財務費用	85
その他経常費用	0
臨時損失	<u>0</u>
収益の部	<u>20,637</u>
経常収益	<u>20,637</u>
運営費交付金収益	4,340
資産見返運営費交付金戻入	51
業務収益	15,943
医業収益	15,074
研修収益	1
研究収益	581
土地建物貸与収益	23
宿舍貸与収益	83
その他経常収益	25
臨時利益	<u>0</u>
純利益	731
目的積立金取崩額	0
総利益	731

(注) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているため、端数において合計とは一致しないものがある。

平成 23 年度資金計画

(単位：百万円)

区 別	金 額
資金支出	<u>25,865</u>
業務活動による支出	<u>17,614</u>
研究業務による支出	892
臨床研究業務による支出	1,773
診療業務による支出	12,248
教育研修業務による支出	1,691
情報発信業務による支出	104
その他の支出	906
投資活動による支出	<u>2,578</u>
財務活動による支出	<u>1,310</u>
翌年度への繰越金	<u>4,363</u>
資金収入	<u>25,865</u>
業務活動による収入	<u>21,495</u>
運営費交付金による収入	4,666
研究業務による収入	303
臨床研究業務による収入	923
診療業務による収入	15,198
教育研修業務による収入	1
その他の収入	404
投資活動による収入	<u>400</u>
財務活動による収入	<u>0</u>
長期借入による収入	0
その他の収入	0
前年度よりの繰越金	<u>3,971</u>

(注) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。